

2026年度

学校法人京都産業大学「サギタリウス基金」

京のまち下宿支援奨学金

奨学生出願のしおり

京都産業大学

学生支援センター

T E L 075-705-1433

学校法人京都産業大学「サギタリウス基金」京のまち下宿支援奨学金【募集要項】

Ⅰ. 制度概要

制 度 目 的	真摯に学業に取り組んでいるものの、経済的理由により学費納入又は修学の継続が困難な下宿・1人暮らしの学生に対し、奨学金を給付することにより経済的負担を軽減し、学業に専念できるようにすることを目的とする。
給付・貸与の別	給付
対 象 者	1年次の学部学生(外国人留学生を除く)
採 用 人 数	100名以内
奨 学 金 額	20万円 ※大学が設置している体育寮に入寮している者は10万円
出 願 資 格	次の(1)～(8)の資格をすべて満たしていること。 (1) 1年次の学部学生(外国人留学生を除く。) (2) 自宅外通学者(大学が設置している学生寮に入寮している者を含む。)のうち京都市内に居住する者(2026年10月1日現在) (3) 学生が大学に届け出ている保証人及びその配偶者の住所が京都市外であること (4) 住居の契約者が、学生本人又は学生が大学に届け出ている保証人若しくはその配偶者であること (5) 日本学生支援機構若しくは地方公共団体及び民間奨学団体等の奨学生又は教育ローンの融資を受けている者 (6) 家計が、日本学生支援機構第一種奨学金推薦基準の収入基準額以下である者 (7) 次号に定める単位数を満たし、経済的理由により学費納入又は修学の継続が困難な者 (8) 春学期における卒業要件科目での修得単位数が18単位以上である者
採 用 手 続	奨学生として採用決定した者は、所定の期日までに「誓約書」、「奨学金振込口座届」、「振込口座の通帳コピー」を提出すること。
支 給 時 期	12月下旬(予定)
支 給 方 法	学生本人が指定する本人名義の口座に銀行振込みとする。
奨 学 生 の 期 間	奨学金給付の年度限りとする。
失 格	奨学生が、奨学金の給付を受けた年度内に、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学生の資格を失うものとする。 (1) 休学したとき。 (2) 除籍又は退学により、学籍を失ったとき。 (3) 出願書類に虚偽の記載があったと判明したとき。 (4) 懲戒処分を受けたとき。 (5) その他本学学生としてふさわしくない行為を行ったとき。 奨学生の資格を失った者は、奨学金の全額を一括返還しなければならない。

2. 提出書類

(1) 奨学生願書	① 願書の様式データは POST (BIND.note) の KSU キャビネットに保存されていますので各自でダウンロードをして印刷してください。 ② 本人が黒のボールペンで記入すること。(消えるボールペンは不可) ③ <u>必ずA4サイズ(1枚)で印刷してください。</u> 【データ保存場所】 POST (BIND.note) トップ画面の右下「メニューボタン(3本線のマーク)」をクリック > リンク集 > KSU キャビネット > 学生用キャビネット > 15 奨学金関係 > 京のまち下宿支援奨学金								
(2) 学業成績表	① 春学期の成績が反映された学業成績表をPOSTから印刷して提出してください。 ② 証明書発行サービスで発行した「成績証明書」では受付できません。 ③ <u>必ずA4サイズ(1枚)で印刷してください。</u>								
(3) 住居契約書 ※大学が設置している学生寮に入寮している場合は提出不要	① 必ず契約者名が記載されていることを確認してください ② A4サイズでコピーをして提出してください								
(4) 住民票	① 家族全員が記載された住民票を提出してください。 ② 令和8年3月1日以降の日付で発行された住民票を提出してください。 ※コピー可								
(5) 令和8年度 市民税・県(府)民税課税証明書	① 居住する市区町村役場(税務署ではありません)で発行される令和7年分の所得・扶養家族数等を証明する書類です。 ※課税証明書にて、以下の項目等を確認します。 <table border="0"> <tr> <td>1. 課税標準額</td> <td>2. 調整控除額</td> </tr> <tr> <td>3. 税額調整額</td> <td>4. 扶養人数の数</td> </tr> <tr> <td>5. 合計所得金額</td> <td>6. 総所得金額等</td> </tr> <tr> <td colspan="2">7. 控除等に係る本人該当区分</td> </tr> </table> ② 父・母両方の証明書を提出してください。 ③ 収入がない場合(例えば専業主婦等)も「市民税・県(府)民税(非)課税証明書」を提出してください。 ※コピー可 ※次の書類は証明書として認められませんので注意してください。 「納税証明書」「市民税・県(府)民税特別徴収税額の通知書」	1. 課税標準額	2. 調整控除額	3. 税額調整額	4. 扶養人数の数	5. 合計所得金額	6. 総所得金額等	7. 控除等に係る本人該当区分	
1. 課税標準額	2. 調整控除額								
3. 税額調整額	4. 扶養人数の数								
5. 合計所得金額	6. 総所得金額等								
7. 控除等に係る本人該当区分									
(6) 収入に関する証明書及び事情書 ※提出が必要な方のみ任意で提出	① 「3. 収入に関する証明書類」を参照し、該当する場合は、所得の種類及び収入状況に該当する証明書を提出してください。 ② <u>事情書は必ずA4サイズで印刷してください。</u> ※コピー可 ※事情書についても願書と同様に POST (BIND.note) の KSU キャビネットに保存してあります。								

※提出された書類は返却できませんので十分にご注意ください。

3. 収入に関する証明書類（各証明書類のコピー）

1	失業している	雇用保険を受給中 ※右記の①が提出できない場合は②を提出すること	①「雇用保険受給資格者証」 ②「雇用保険被保険者離職票」と併せて、事情書を提出する	公共職業安定所 （ハローワーク） 事情書
2	預貯金の取り崩し	預貯金・退職金の利子等で生活する予定	「退職金支払証明書」、「退職所得の源泉徴収票」等可能な証明を提出し、併せて、預貯金の取り崩し状況等今後の生活費の見込を事情書で提出する	退職前の勤務先 事情書
	廃業（開業）	個人事業の廃止（開業）	「個人事業の開廃止等の届出書」と併せて、今後の生活費の見込を事情書で提出する	税務署 事情書
	専業主婦等	無収入	金額が記載された課税証明書の提出のみで可 （収入が無い場合は、所得「0円」と記載される）	市町村役場
3	生活保護扶助料	①「生活保護決定（変更）通知書」 ②「生活保護支払通知書」 ③「生活保護法による保護受給証明書」 ※上記①～③のいずれかで、受給金額が記載されているものを提出する		社会福祉事務所 市町村役場
4	①親戚・縁者等から援助を受けている場合 ②収入が極端に少なく、生活費の出所が説明できない場合等、収入項目のすべてに当てはまらない場合等は、書類を提出するに先立って事前に、学生支援センターに相談のうえ事情書を作成すること			事情書

◆事情書は、POST（BIND.note）のKSUキャビネットから様式をダウンロードしてA4サイズで印刷すること

4. 募集日程

	日 時	場 所
出願期間 （書類提出）	10月13日（火）～10月14日（水） 12:30～15:00	学生支援センター（10号館1階）
奨学金給付	12月下旬	-

5. 出願書類の提出について

出願期間内〔2026年10月13日（火）～10月14日（水）12:30～15:00〕に、学生支援センター（10号館1階）の窓口で提出してください。 **なお、出願期間を過ぎて提出されたものについては受付をいたしかねますので、お早めにご準備をお願いいたします。** 提出書類の準備が間に合わない場合は、事前に必ず学生支援センター（10号館1階）（075-705-1433）へ連絡をお願いいたします。

〔問い合わせ先〕 学生支援センター 電話：075-705-1433 メール：gakusei-bu-kei@star.kyoto-su.ac.jp

※ 窓口受付日時 平日8:50～16:45 （ただし、13:00～14:00は除く）

※提出いただいた個人情報は、学校法人京都産業大学プライバシーポリシーに基づいて厳重に管理します。

以 上